

スペインにおけるコーポレート・ガバナンスと

株式会社法および証券市場法の改正

第6回日本スペイン法研究会報告要旨

2007年11月17日

南山大学 黒田清彦

1. 序 説

2. 金融システム改革法 (Ley 44/2002, de 22 de noviembre, de Medidas de Reforma del Sistema Financiero) による証券市場法改正：監査委員会の設置

2-1. 株式会社法における監査役の不存在

- ・ Censores de cuentas (株主による内部監査) 廃止。
- ・ Auditores de cuentas (公認会計士) による外部監査：上場会社の義務としては1964年から、大会社の義務としては1990年から (LSA203条→181条1項)。

↓ 次のうち2要件

- ① 総資産 (total de las partidas del activo) superior a 30 millones de pts. (=237万3,997.81€超)
- ② 年間純売上高 (importe neto de su cifra anual de negocios) superior a 60 millones de pts. (=47万7,995.62€超)
- ③ 年度内平均雇用者数 (número medio de trabajadores empleados durante el ejercicio) 50名超

2-2. 監査委員会の概観 → 別添資料 A4 版

- ・ Comité de Auditoría
- ・ 上場会社に設置義務

3. 透明性に関する法律 (Ley 26/2003, de 17 de julio, de Modificaciones de la Ley del Mercado de Valores y de la Ley de Sociedades Anónimas : Ley de Transparencia) による制度改革 → 別添資料 A3 版

3-1. 緒 説

3-2. 株式会社法の改正

- 1) 株主総会における議決権行使と情報を得る権利
- 2) 取締役の義務および責任

3-3. 証券市場法の改正

- 1) 制約的会社契約の開示
- 2) 株主総会規則および取締役会規則の開示
- 3) 取締役の義務
- 4) コーポレート・ガバナンス年次報告の開示

4. むすび

1. 序 説

スペインでは、1951年法に替わる新株式会社法（Ley de Sociedades Anónimas：以下引用ではLSAと略称）が1989年に制定（1990年から施行）され、1995年に一人会社の容認をはじめとする一部改正が行われたことは以前紹介したとおりである¹⁾が、ちょうどこの頃、彼国では、一連の企業不祥事が起こっていた。中でもトーラス（Torrás）グループの複数企業における粉飾決算・横領など、1990年代を通じて行われた数多くの不正によるグループ全体の損失は2,430億ペセータ（15億€弱）に上り、その他の企業不祥事と併せて大きな社会問題となった。

かかる社会状況を背景として、スペイン政府は、ロドリゴ・ラト（Rodrigo de Rato Figaredo）経済・財務大臣（第2副総理大臣）の提案に基づき、1997年に商法学者オリベンシア（Manuel Olivencia Ruiz）教授を長とする10名から成る専門家委員会を発足させ²⁾、①金融市場に関わる会社の取締役会における問題点を報告し、②これら会社の自主規制に資する「適正統治に関する倫理綱領」（Código ético de buen gobierno）を作成することを委託した。この委員会における検討の成果が、1998年2月26日に提出・発表されたオリベンシア報告である。上場会社に対する広範な意見聴取・調査を行って作成されたこの詳細な報告では、取締役の独立性および取締役会による監督の強化という観点から23の提言が列挙された（「オリベンシア・コード」と呼ばれる）。これらの提言は、バランスの取れた合理的な内容あるいは質の高いものと評価されたが、企業界にはあまり受け入れられなかった³⁾。全国証券市場委員会（Comisión Nacional del Mercado de Valores：以下CNMVと略称）は、精力的にオリベンシア・コードの採用を情宣し、実務上の対応につき質問表を送ったけれども、多くの会社は回答しなかったり、恣意的ないしは冷淡な反応を示すのみであった。オリベンシア・コードに基づいてコーポレート・ガバナンスの対応に積極的であったのは、USA市場に上場された会社で国際的な投資家層の要求があった会社であったという⁴⁾。

このような状況下、スペイン企業界では相変わらず不祥事が絶えず⁵⁾、業を煮やした政府、特に経済・財務省は、コーポレート・ガバナンスを立法化する方向で、新たな専門家委員会を2002年7月に設置した⁶⁾。これが、アルダマ委員会である。なお、これと併行して、政府筋は、EU加盟国としての調和を図るため証券市場法（Ley 24/1988, de 28 de julio, del Mercado de Valores）の改正を内容とする立法（Ley de Medidas de Reforma del Sistema Financiero：金融システム改革法、2002年11月22日成立）を推し進めていたが、この改正では、オリベンシア報告で提言された監査委員会の設置が盛り込まれた（後述2-2）。

建設業界における著名な経営者アルダマ（Enrique de Aldama y Miñón）氏を長とする12名から成る委員会は、時あたかも同年11月にEUのヨーロッパ委員会において公表された、ヨーロッパ会社法の現代化に関するウインター（Winter）報告の他、アメリカ合衆国における動きをも参照しつつ、先のオリベンシア・コードに沿って、より具体的な方策を打ち出した報告を2003年1月8日に提出した。そして、これらを受けて立法化されたのが、同年7月17日のいわゆる「透明性に関する法律」（Ley de Transparencia）⁷⁾である。

なお、この透明性に関する法律は、アルダマ報告の提言を取り入れて、上場会社にコーポレート・ガバナンスに関する年次報告を全国証券市場委員会に提出することを義務付け、これを受けて、この件に関する同委員会通達が2004年3月17日に公表された。さらに、2006年5月19日には同委員会の作業部会が作成したコーポレート・ガバナンスに関する報告が公表されているが、これはオリベンシア報告およびアルダマ報告を基盤にしたものである。ガバナンス統一コード（Código Unificado de Buen Gobierno）として知られる

CNMV 報告の紹介は他日に譲るとして、本報告では、金融システム改革法および透明性に関する法律によって従来の株式会社法制がどのように改正されたかを考察する。

2. 金融システム改革法による監査委員会の設置

2-1. 株式会社法における監査役の不存在

旧株式会社法では、監査役は取締役でない株主の中から選任されるのが原則であった。彼らは、①営業年度ごとに（通常は定時株主総会において）、次年度の会計監査のため、取締役会に属さない 2 名の株主が正監査役に、他に同じく取締役会に属さない 2 名の株主が補欠として選任されるが、②株主総会におけるその選任が全会一致でなかったときは、払込済み会社資本すなわち発行済み株式総数の 10%に当たる株式を有する株主は、株主監査役に加えて、会計監査人協会の会員にして株主でない者の中から正監査役 1 名および補欠監査役 1 名を選任できるというものであった（以上旧 LSA108 条）⁸⁾。

しかしながら、上場会社のように大規模会社の場合には、全会一致で監査役が選任されないことは容易に起こる⁹⁾。そこで、②の外部監査制度が機能することになるのであるけれども、少数株主権とはいっても、大会社で 10%の株式を確保することは実際には極めて困難か不可能に近い。そこで外部監査が行われるに至らず株主監査が行われる場合であっても、一方では、株主は会計の専門知識ないし処理能力を有しないのが一般的であることから、他方では、旧法（旧 LSA108 条 1 項 3 文）では「会社の利益が著しく害される例外的に重大な場合」に取締役が株主監査を制限することが認められていたため、実務上は、型にはまったなおぎりの会計監査報告が毎年なされるという弊が見られた。このような株主監査制度は強い批判の対象となり、現行法は遂にこれを廃止するに至った。つまり、株式会社の監査役は、法定機関としては存在しないことになったのである。ただ、過去引き続き 2 事業年度において以下の 3 要件のうち 2 を満たす会社は大会社とされ、会計監査人による監査を受けることが義務付けられている。すなわち 1) 総資産 3 億ペセータ（通貨統合以降はユーロ換算 2,373,997.81€）を超える、2) 年間純売上高 6 億ペセータ（同 4,747,995.62€）を超える、および 3) 年度内平均雇用労働者数 50 名を超える、の 3 要件である（LSA203 条→同 181 条 1 項）。もっとも、大会社でなくとも、発行済み株式の 5%以上を有する株主は、決算期より 3 ヶ月内であれば、会社の住所地の商業登記官に対してこの外部監査を行う会計監査人の選任を請求することができる¹⁰⁾。他方、1964 年 4 月 30 日の政令法（Decreto-Ley núm. 7/64）以降、上場会社には、会計監査人の監査報告を、貸借対照表・損益計算書および付属明細書とともに証券取引仲立人会理事会（Junta Sindical del Colegio de Agentes de Comercio y Bolsa）に届け出る義務が定められ（同法 21 条）、1988 年 7 月 28 日の証券市場法（Ley 24/1988）以降は、全国証券市場委員会への届出義務に切り替えられた（同法 35 条→27 条・92 条）。このような外部監査（auditoría externa o independiente）とは別に、いわゆる内部監査（auditoría interna）が会社の任意で行われることはあるが、会社機関としての監査役による監査とは異なり、従業員の職務部門に過ぎない。

3-2. 監査委員会の概観

オリベンシア報告とアルダマ報告の間に介在して、国会で採択された「金融システム改革手段に関する 2002 年 11 月 22 日付法律第 44 号」（Ley 44/2002, de 22 de noviembre, de Medidas de Reforma del Sistema Financiero：金融システム改革法と略称）は、証券市場法に付則第 18 を付加して、上場会社に、監査委員会（Comisión de Auditoría）の設置を義務付けた（金融システム改革法 47 条）。監査委員は、取締役会が社外取締役の中から過半

数を選出して、委員長を互選とする（同条）。全員を社外取締役とすべきであるとのオリベンシア報告に従っている。委員長の任期は4年で、終任後1年を経過すれば再任も可能である他、員数・権限および運営規範は定款自治に任される（同条）。

監査委員会は、少なくとも以下の権限を保障されている。すなわち、①監査委員会の権限につき株主が提起した質問につき株主総会において報告すること、②外部会計監査人の選定に関して株主総会に付議する議案を取締役に提出すること、③企業組織内に内部監査機関があるときは、その業務を監査すること、④会社の金融情報プロセスおよび内部統制システムを了知すること、⑤外部監査人の独立を危うくする可能性のある問題その他会計監査の進行過程に関する問題につき報告を受け、会計監査法および監査に関する技術的規範に定められた連絡を受ける、外部監査人との連携を保つこと、である（金融システム改革法47条）。

3. 透明性に関する法律による制度改革

3-1. 緒 説

株式会社法については、第105・106・112・127・133の5カ条が改正され、第127条の2から44か条が追加された。他方、証券市場法に関しては、全9編110カ条から成る同法に、「上場会社」という新たな第10編が設けられ、第111条から第117条の8カ条が追加された。ここでは、前述の2報告、特にアルダマ報告との関係において、会社機関に関する主要部分を考察するとどめる。透明性に関する法律の条文構成上は、上場会社に関する証券市場法の改正部分が先であるが、本稿では、項目ごとに株式会社を一般的に規律する株式会社法の改正規定を見た上で、上場会社についての取り扱いに目を転ずるという手法を採りたい（株式会社法は、取締役会という合議機関を置かない場合も想定しているのに対して、証券市場法は取締役会を置く上場会社を対象としている）。

3-2. 株式会社法の改正

1) 株主総会における議決権行使と情報を得る権利

株式会社法では、株主総会に関するアルダマ勧告を容れて、まず、議決権の代理行使につき追加修正が行われた。すなわち、同法第105条に以下の第4項および第5項が加えられ、かつ、遠距離通信手段による授権も従前の書面による授権と同様、総会ごと個別的に授与することを要する旨が付加された（LSA106条2項）。

4. 定款に定めるところに従い、種類を問わず株主総会の議事日程に含まれた事項に関する議決権は、郵便、電子その他の遠距離通信手段により、株主がこれを委任し、または自ら行使することができる。ただし、その議決権を行使する主体の本人証明が然るべく担保されることを要する。

5. 遠方から議決権を行使する者は、総会の成立に関しては、出席者とみなす。

次に、株主総会における株主の権利行使保護強化のために、株式会社法第112条は、次のように改正された。すなわち、

1. 総会開催のために定められた日に先立つ7日までに、株主は、取締役に対し、議事日程に含まれた事項につき、適切と考える情報もしくは説明を求め、または適切と考える質問を書面で表明することができる。上場会社の株主は、最後の総会開催後に会社が全国証券市場委員会に提供した公開可能な情報につき、同委員会に対し書面で情報もしくは説明を求め、または質問を表明することができる。

取締役は、総会開催日までに書面で情報を提供する義務を負う。

2. 総会の開催中、会社の株主は、議事日程に含まれた事項につき、適切と考える情報

もしくは説明を口頭で求めることができ、そのときに株主の権利を満たすことができない場合においては、取締役は、総会終了日に次ぐ 7 日以内に書面で当該情報を提供する義務を負う。

3. 取締役は、その公開が議長の判断により会社の利益を害するとされる場合を除き、前 2 項に基づき求められた情報を提供する義務を負う。
4. 情報請求が少なくとも会社資本の 4 分の 1 を代表する株主により支持されたときは情報提供拒絶は認められないものとする。

2) 取締役の義務および責任

この点についてもアルダマ報告の勧告(拙稿 446~448 頁参照)は大きく取り入れられた。まず、①株式会社法は、精勤義務と守秘義務を定める第 127 条のうち第 2 項の守秘義務を第 127 条の 4 として独立させ、より具体的に規定した。第 127 条第 2 項は、新たに取締役が勤勉に情報収集に当たるべき義務を定めている。②新たに忠実義務に関する規定が第 127 条の 3 として設けられ、取締役は会社との利益相反取引を制限されるのみならず、一定範囲の関係者が会社と行う取引に介入することも許されない。③取締役の責任について定める第 133 条において、事実上の取締役および名目上の取締役の責任を明定した。なお、④第 127 条の精勤義務 (*deberes de diligencia*) と第 127 条の 3 の忠実義務 (*deberes de lealtad*) との間に、第 127 条の 2 として *deberes de fidelidad* が規定された(アルダマ報告にこの語は見当たらない)。議論および検討の余地はあるかと思われるけれども、筆者は、精勤義務と忠実義務とを統合した注意的規定と捉えている(その意味で「忠勤義務」と訳しておく)。改正条文は、以下のとおりである。

第 127 条 経営精勤義務 (*Deber de diligente administración*) 11)

1. 取締役は、行い正しい企業人および忠実な代理人の精勤さを以て、その職務を行うものとする。
2. 取締役の各々は、会社の進展につき勤勉に (*diligentemente*) 情報を得ていなければならない。

第 127 条の 2 忠勤義務 (*deberes de fidelidad*)

取締役は、法律および定款により課された義務を、会社の利益に忠勤に (*con fidelidad al interés social, entendido como interés de la sociedad*) 果たさなければならない。

第 127 条の 3 忠実義務 (*deberes de lealtad*)

1. 取締役は、自らまたは関係者 (*personas a ellos vinculadas*) の計算において、取引の実行のために会社の名を使用し、会社取締役の地位を利用してはならない。
2. 会社の財産と関連のある投資または取引が会社に提供され、または会社がこれに利害関係を有したとき、その投資または取引を職務の執行に際して知った取締役は、その影響の下に会社が当該投資または取引を拒絶したとき、自己または自己の関係者の利益のために当該投資または取引を行うことができない。
3. 取締役は、直接的であれ間接的であれ、会社の利益と抵触するかも知れない如何なる状況も取締役会に伝えなければならない。利害対立の場合においては、当該の取締役は、当該抵触にかかる取引に介入することを差し控えなければならない。

すべての場合において、会社の取締役が置かれた利益抵触の状況は、企業統治年次報告における報告事項とする。

4. 取締役は、会社の事業目的を構成する種類と同一、類似または補完的種類の活動を行う他の会社の資本に参加している場合には、その出資ならびに当該他会社において有する役職または権限および会社の事業目的を構成する種類と同一、類似もしくは補完的種類の活動を自己または他人の計算で行っていることを報告しなければならない。この報告は、付属明細書に記載するものとする。

5. 本条において、取締役の関係者とは、以下の者をいう。
- 1.° 取締役の配偶者または類似の愛情関係にある者
 - 2.° 取締役またはその配偶者の尊属、卑属および兄弟
 - 3.° 取締役の尊属、卑属および兄弟の配偶者
 - 4.° 取締役が、自らまたは介在者を通じて証券市場に関する 1988 年 7 月 28 日付法律第 24 号第 4 条に規定する状況のいずれかにある者
法人取締役については、その関係者とは以下の者をいう。
 - 1.° 法人取締役につき、証券市場に関する 1988 年 7 月 28 日付法律第 24 号第 4 条に規定する状況のいずれかにある者
 - 2.° 取締役である法人の、法律上であれ事実上であれ取締役、清算人および全権を授与された代理人
 - 3.° 証券市場に関する 1988 年 7 月 28 日付法律第 24 号第 4 条に定義された同一グループを構成する会社
 - 4.° 法人取締役につき、前項に定めるところに従い取締役関係者とされる者

第 127 条の 4 守秘義務

1. 取締役は、その任務の終了後であっても、機密性のある (de carácter confidencial) 情報の秘密を守ることを要し、職務遂行の結果として知った情報、データ、報告または経緯を留保する (guardar reserva) 義務を負う。ただし、これらの情報を知られることが会社の利益にとって有害な結果となり得るときであっても、第三者に伝えるかまたは公表の対象となることができる場合は、この限りでない。
法律が第三者への伝達もしくは公表を認める場合または当該の監督官庁に送付することが要求されるか送付すべき場合は、右の義務から除外される。この場合においては、情報の伝達は、法律に定められたところに従わなければならない。
2. 取締役が法人であるときは、守秘義務は、その法人の代表者が負うものとする。ただし、法人代表者としての報告義務の履行を妨げない。

第 133 条 責任 12)

1. 取締役は、法律もしくは定款に違反する行為もしくは懈怠または職務の遂行に伴う義務を履行せずに行った行為もしくは懈怠により生じた損害につき、会社、株主および会社の債権者に対し、責任を負うものとする。
2. 会社の事実上の取締役として行為する者は、法律もしくは定款に違反する行為もしくは懈怠、または本法により形式的に取締役の地位にあるとされる者に対し本法が課す義務を履行せずに行った行為もしくは懈怠により生じた損害につき、会社、株主および会社の債権者に対し、責任を負うものとする。
3. 有害な行為を行いまたは有害な決議を採択した経営機関の構成員はすべて、連帯して責任を負うものとする。ただし、その採択もしくは実行に参加せず当該行為もしくは決議の存在を知らなかった者、またはその存在を知り損害を避けるため適切な措置をすべて行ったかもしくは少なくとも明示的にこれに反対した者を除く。
4. 如何なる場合においても、有害な行為もしくは決議が総会により採択または承認されたとしても、責任は免除されないものとする。

3-3. 証券市場法の改正

1) 制約的会社契約の開示

制約的会社契約 (pactos parasociales) とは、株主総会における議決権行使を制限するか株式譲渡を制限する株主間の約定のことである。契約当事者間の外では知られにくい性質

上、投資家保護の観点から、透明性を担保する一定の開示が求められる。そこで、証券市場法は、上場会社の資本または議決権の5%以下の場合を除き（LMV 経過規定 3 条 1 項）、以下の開示義務を定めた。なお、議決権の 25%を超える株式にかかる制約的会社契約は、無効とされる（同条 2 項）。

第 112 条 制約的会社契約その他上場会社に影響を及ぼす約定

1. 本編の規定については、総会における議決権行使の規制を含む約定または上場会社における株式の自由譲渡を制限するか条件付ける約定を制約的会社契約とする。制約的会社契約に関する本条の規定は、上場会社が発行する転換社債につき同様の目的を有する約定の場合にも適用するものとする。
2. 総会における議決権の行使を対象とするか上場株式会社における株式もしくは転換社債の自由譲渡を制限するか条件付ける制約的会社契約の締結、延長または改訂は、議決権に影響を及ぼすか株式もしくは転換社債の自由譲渡を制限するか条件付ける条項を記載した書面の写しを添付して、直ちに会社および全国証券市場委員会に通知すべきものとする。これらの通知がなされた後、制約的会社契約を記載した書面は、会社が登記された商業登記所に寄託するものとする。

制約的会社契約は、重要事項として開示しなければならない。

本項の通知、寄託および重要事項としての開示がなされない間は、制約的会社契約は、他の適用規定を除き、当該事項につき何ら効力を生じないものとする。
3. 制約的会社契約の署名者は、前項の通知および寄託をなす権限を有するのであり、同契約が署名者のいずれかまたは第三者によってなされることを定めるときであって同様とする。株式の用益および質入の場合においては、本稿の権限は、議決権を有する者にあるものとする。
4. 前 3 項の規定は、上場会社に支配権を行使する団体の社員または構成員の間における制約的会社契約に適用するものとする。
5. 開示が会社に重大な損害を引き起こすおそれがあるときは、利害関係人の請求により、全国証券市場委員会は、理由を明らかにして、通知された制約的会社契約を開示しないことを決定し、同契約の会社への通知、記載された書面の商業登記所への寄託および重要事項としての開示を免除することができる。この場合においては、利害関係人の間で秘密を守る期間を定めることを要する。

2) 株主総会規則および取締役会規則の開示

アルダマ勧告（本稿 4 - 2. 参照）に基づき、株主総会および取締役会の運営規則を各々全国証券市場委員会に届け出て、かつ商業登記所に登記する義務が課せられた。すなわち、以下の条文が新設された。

第 113 条 株主総会

1. 公設市場での株式取引を認められた株式会社の株主総会は、株式会社法第 102 条または定款に定められた定足数以上を以て成立したとき、株主総会に特化した規則を承認するものとする。この規則においては、法律および定款に規定された事項を尊重して、総会に関する事項をすべて定めることができる。
2. この規則は、全国証券市場委員会に対する届け出の対象とし、届出は、規則を記載した書類の写しを添付して行うものとする。この届け出がなされた後、規則は一般規範に従い商業登記所に登記するものとする。

第 115 条 取締役会

1. 上場株式会社においては、法律および定款に従い、会社の最良の経営を担保することを目指す具体策を含む取締役会内部運営規則を、総会に報告した上で作成するものとする。

る。

2. この規則は、全国証券市場委員会に対する届け出の対象とし、届出は、規則を記載した書類の写しを添付して行うものとする。この届け出がなされた後、規則は一般規範に従い商業登記所に登記するものとする。

3) 取締役の義務

証券市場法では、上場会社につき、取締役の選・解任、責任追及の訴訟提起および利益相反取引の承認のいずれについても当該取締役が議決権を行使することを禁止して、次の規定が新設された。

第 114 条 取締役の義務

1. 上場株式会社の取締役または他の者が正式な委任状を作成したときは、委任状を受けた取締役は、議題のうち利害相反する事項につき当該株式に係る議決権を行使することができないし、すべての場合において、以下の決定につき議決権を行使することができない。
 - a) 取締役としての選任または承認
 - b) 取締役としての解任または辞任
 - c) 当該取締役に対する責任追及の会社訴権の行使
 - d) 会社と当該取締役、当該取締役が支配もしくは代表する会社または当該取締役の計算において行動する者との取引が審議される場合における当該取引の承認
議決権行使の委任は、招集の議事日程において予定されていないときであっても、法によって総会で扱われるすべての事項を含むことができる。この場合においては、前項の規定を適用する。
2. 本法第 35 条の規定は別として、会社の付属明細書には、取締役またはその計算において行動する者が当該の事業年度の間当該上場会社または同一グループ内の会社と行った取引で、会社の通常の手続きと異なる形で行われたかまたは市場の通常条件で行われなかった者があるときは、これを報告しなければならない。
3. 本法第 7 編の規定は別として、取締役は、その職務ゆえに優先的に得られる情報もしくは機密情報を有する当該会社、子会社または関連会社の有価証券につき、当該情報が公に知られないうちに取引を行い、または何人に対しても行うことを示唆することを控えなければならない。

4) コーポレート・ガバナンス年次報告の開示

コーポレート・ガバナンス情報についても、アルダマ勧告の基づき、その開示が法的に義務付けられた。すなわち、上場会社は、コーポレート・ガバナンス報告を毎年全国証券市場委員会に届け出なければならないとされ、その報告内容および報告手段も法定された。

第 116 条 コーポレート・ガバナンス年次報告

1. 上場株式会社は、コーポレート・ガバナンス報告を毎年開示しなければならない。
2. コーポレート・ガバナンス年次報告は、全国証券市場委員会に対する届け出の対象とし、届出は、規則を記載した書類の写しを添付して行うものとする。全国証券市場委員会は、その管轄化にある上場会社の場合には、届出のあった報告の写しを各々の監督官庁へ送付するものとする。
3. 報告は、重要事実として開示の対象とする。
4. コーポレート・ガバナンス報告の内容および構成は、経済省またはその明示の授権により全国証券市場委員会が決定するものとする。この報告は、会社のガバナンス制度の構造および実務におけるその機能につき、詳細な説明を提供しなければならない。すべての場合において、コーポレート・ガバナンス報告の最小限の内容は、以下のものとする

る。

- a) 大口出資株主に関する情報として出資比率、存在する親族・商業・契約または会社関係、ならびに取締役会における反映を記載した会社の所有構造、会社に通知すべき取締役会構成員の出資状況、当該会社および全国証券市場委員会に通知されたか商業登記所に寄託された制約的会社契約の存在。会社の自己株式およびその重要な類似状況も会社に通知するものとする。
 - b) 取締役会とその委員会の組織および運営に関する規則、取締役会構成員が誰であるかおよび報酬、会社内における職務・権限大口出資株主との関係、他社兼任取締役の存在、ならびに選任・解任または再任の手続きに関する情報を含めた会社の経営機構。
 - c) 会社が株主および取締役と共に行う業務、ならびにグループ内の差配職および業務。
 - d) 危機管理のシステム。
 - e) 開催される総会の進行に関する情報を含む株主総会の運営。
 - f) コーポレート・ガバナンスの勧告に従う度合いまたは勧告に従わない場合における説明。
5. コーポレート・ガバナンスに関する書類もしくは報告の送付の欠落、または懈怠もしくは欺罔的もしくは誤ったデータの存在につき課される罰則は別として、コーポレート・ガバナンスの規準に従っているかどうかの監視は、全国証券市場委員会の権限とし、同委員会は、この点につき必要な情報をすべて要求し、履行の効果的な程度につき重要と考える情報を公にすることができる。

第 117 条 情報手段

1. 上場株式会社は、如何なる技術的、情報处理的またはテレマテイク的手段によっても、株式会社法が従わせる報告義務を履行しなければならない。ただし、法律に従い、印刷物の形で情報を請求する株主の権利を妨げない。
2. 上場株式会社は、株主の情報を得る権利に配慮し、本法第 82 条に定めるところに従い重大情報を伝達するため、ウェブ頁を用意しなければならない。
3. 経済省または明示の授権により全国証券市場委員会が定めるところに従い提供する情報の内容を定めるのは、取締役会の役目である。
4. 同様に、本条に定められたところに関して必要な技術的および法的な詳細を具体化する権限は、経済省または明示の授権により全国証券市場委員会にある。

4. むすび

以上、コーポレート・ガバナンスを目指したスペインにおける最近の法改正を概観したが、実定法としての手当は必ずしも大きなものではない。先に示唆したように、実務界の抵抗が強かったことが理由である。しかし、EU 加盟諸国およびアメリカ合衆国における動きや OECD のコーポレート・ガバナンス原則（2004 年改訂）には、彼国の立法当局も少なからぬ関心を抱いており、本稿冒頭で述べたように、2005 年 5 月には、全国証券市場委員会が比較法的検討も加えた上で、“cumplir o explicar”（comply or explain：遵守せよ、さもなくば遵守しない理由を説明せよ）の原則に則った新たなコードを作成した。今回これに立ち入る余裕がなかったけれども、2008 年にはすべての上場会社に適用される自主規制である。オリベンシア報告やアルダマ報告に基づくガバナンス・コードとして企業実務においても重視されつつあるが、これとの関連で今後株式会社法および証券市場法の新たな改正も考えられる 13) ので、今しばらく様子を見た上で改めて検討していきたい。

注

- 1) 拙著『新スペイン株式会社法の研究』中央経済社（1997年）36～38頁。
- 2) 正式名称は、「会社取締役会の倫理綱領検討のための特別委員会」（Comisión Especial para el Estudio de un Código ético de los Consejos de Administración de las Sociedades）である。1997年2月28日閣議決定、3月24日委員任命、6月30日正式発足。
- 3) Olcese Santoja, Aldo, “Teoría y Práctica del Buen Gobierno Corporativo”, Marcial Pons, 2005, pág. 129, Aparicio González, María Luisa, ‘Gobierno corporativo: entre el derecho y la ética empresarial’, Revista de Derecho Mercantil (以下 RDM), núm. 257, Madrid, 2005, pág. 1137.
- 4) [www.ifarmesto.com/documentos/De Olivencia a Aldama.5](http://www.ifarmesto.com/documentos/De%20Olivencia%20a%20Aldama.5))たとえば、1998年にはバネスト（Banesto）銀行のセントラル（Central）銀行との合併をめぐる不正事件——前政権における総理大臣で当時の民主社会党の党首スワレス（Adolfo Suárez González）に対する3億ペセータ＝約120万€の政治献金——、2001年には証券会社の Gescartera 社における200億ペセータ（約1億2千万€）の使途不明金事件などが発覚した。国外では、アメリカ合衆国における Enron 事件（2001年）や Worldcom 事件（2002年）が世界の注目を浴びた。
- 6) 正式名称は、「市場および上場会社における透明性および安全性促進のための特別委員会」（Comisión Especial para el Fomento de la Transparencia y Seguridad en los Mercados y las Sociedades Cotizadas）である。2002年4月16日の衆議院決議に基づき7月19日の閣議で設置決定、9月4日初会合の設立委員会では前述の経済・財務大臣ロドリゴ・ラト第2副首相自身が議長を務めた。ちなみに、同副首相は、国民党（Partido Popular）アスナール（José María Alfredo Aznar López）政権下、スペイン経済を大躍進させた立役者。その手腕を買われ、政権が交代した2004年以降 IMF 専務理事。
- 7) 正式には、Ley 26/2003, de 17 de julio, de Modificaciones de la Ley del Mercado de Valores y de la Ley de Sociedades Anónimas（証券市場法および株式会社法の修正に関する2003年7月17日付法律第26号）であるが、このように呼称される。
- 8) 前注1) 拙著173頁。
- 9) 逆に小規模ないし閉鎖会社においては、株主数が少ないために、全株主が取締役であるか、あるいは取締役でない株主が2名に満たない場合には、監査役を選任することができなかった。このような場合に、判例は、会計監査が免除されることを認めていた（最判1984年10月31日 Aranzadi R. núm. 5154/84 他多数）が、そもそもそのように物理的な不可能事を要求すること自体が誤りである。前注1) 拙著173-174頁。
- 10) 以上、前注1) 拙著174頁。
- 11) 旧見出しは「職務の遂行」（ejercicio del cargo）。第1項は改正前と同一である。
- 12) 事実上の取締役および名目上の取締役の責任を追加する第2項の他は、改正前と同一である。
- 13) たとえば株主総会について、株主の議決権の保護（総会出席要件としての株式保有比率現行0.1%の引き下げ、議決権代理行使の見直しなど）が主張されている（Fernández Arnesto 元全国証券市場委員会委員長、Cf. Olcese Santoja, 前注3）pág. 144.）。第一の会日と第二の会日を設定するという無意味な制度（拙著・前注1）155-156頁）も、この際撤廃すべきであろう。